

東日本大震災に伴う生活排水処理施設使用料等の取扱いについて

ツイート 10

いいね! シェア 2

更新日 平成26年10月20日

東日本大震災に伴う、公共下水道等生活排水処理施設に関する使用料等の取扱いについて、次のとおりお知らせします。

東日本大震災に伴い、家屋等が全・半壊を受けた方を対象に、下水道使用料等について減免措置を講じておりますが、平成27年3月31日(火)で申請受付を終了します。該当しており申請をされていない方は、早急に申請くださるよう、お知らせいたします。なお、申請の要件や手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

※ただし、平成27年度以降において、り災証明が追加発行され、本支援制度(減免制度)の条件を満たすこととなった対象者からの減免申請については、平成27年度末(平成28年3月31日)まで受け付けます。

対象となる使用料等

支 援 制 度	減 免 内 容
下水道使用料の減免	震災日(平成23年3月11日)を基準日として、同日を含んだ水道検針期間1回分(2ヶ月分)の使用料を全額減免
地域汚水処理施設使用料の減免	震災日(平成23年3月11日)を基準日として、同日を含んだ水道検針期間1回分(2ヶ月分)の使用料(定額)を全額減免
農業集落排水処理施設使用料の減免	平成23年4・5月分の使用料を全額減免
下水道事業受益者負担金の減免	り災証明書申請日以降に納期が到来する平成23年度分の負担金を全額減免
農業集落排水事業分担金の減免	平成23年度分の農業集落排水事業分担金を全額減免

地区別お問合せ先

地区	担当窓口	お問合せ
(1)平・内郷・四倉地区の 下水道(地域汚水処理施設)使用料 下水道事業受益者負担金	排水対策課 排水設備係	電話 0246-22-7519 ファクス 0246-22-7572
(2)農業集落排水処理施設使用料 (3)農業集落排水事業分担金		
(4)小名浜・勿来・常磐地区の 下水道(地域汚水処理施設)使用料 下水道事業受益者負担金	下水道管理事務所 維持係	電話 0246-53-6636 ファクス 0246-53-6637

生活環境部 生活排水対策室 排水対策課 電話:0246-22-7519 ファクス:0246-22-7572
[メールでのお問い合わせはこちら](#)